

駿河海岸漂砂管理計画検討委員会の公開について

- 1．委員会は原則公開とする。
- 2．審議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影、音声の録音等は、冒頭の挨拶までとする。
- 3．委員会には傍聴席を設け、一般の傍聴は自由とする。ただし、一般傍聴者の審議中の発言は認めない。
- 4．会議の開催案内は、事務所ホームページ、記者クラブへの情報提供等により行う。
- 5．記者会見は、委員会を公開することから、原則として行わないものとする。
- 6．傍聴については、別紙「傍聴にあたってのお願い」によるものとする。